

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家が答えたいと思います。

ご質問をお寄せください。要項は66頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q 先日、学校でケガをしたという児童(患者)が処方せんを持って来局した際に、保護者から「災害共済給付金の申請に必要なので、書類に記入してほしい」との依頼があり、調剤報酬明細書を渡されました。学校から、薬局で作成してもらうよう依頼があったそうです。このような文書の作成については、手数料などの費用をいただくことは可能なのでしょうか。(匿名希望)

A 災害共済給付制度に係る文書(調剤報酬明細書)の作成費については、薬局では無料としてください。災害共済給付制度とは、学校・幼稚園・保育所の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害、死亡)に対して、災害共済給付(医療費・障害見舞金・死亡見舞金)を行うものです。災害の範囲や給付金額の具体的内容については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき規定されており(表)、①国、②学校の設置者、③保護者——の三者で費用を負担するという仕組みになっています(共済制度)。

同制度のうち、保険薬局は医療費の給付という部分で関わることとなりますが、調剤業務にあたっては通常の保険調剤とまったく同じですので、健康保険法で規定されている患者負担割合に基づいて一部負担金を窓口で徴収するとともに、後日、調剤報酬明細書(調剤レセプト)を作成し、審査支払機関を通じて保険請求します。

ただし、保護者が災害共済給付を受ける際の手続として、学校の設置者が日本スポーツ振興センターに対して費用請求を行うために、保険薬局はその必要書類である所定様式の調剤レセプト(学校の設置者が所持。学校側から保護者に渡されるそうです)に必要事項を記入のうえ、患者に交付する必要があります。また、その際の文書料については、1970年に日本薬剤師会と日本スポーツ振興センターの前身である日本学校安全会との間で、無料とすることを取り決めています。

したがって、災害共済給付制度に係る文書料については、薬局では無料として取り扱ってください。

表 災害共済給付について(概要)

災害の種類	災害の範囲	給付金
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養費5,000円以上のもの	〈医療費〉 医療保険並の療養費の4割(1割は療養に伴い要する費用としての加算分)。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に療養費(月額)の1割を加算した額。入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算。
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養費5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの(学校給食等による中毒、ガス等による中毒、熱中症、溺水、異物の嚥下、漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾病、負傷による疾病)	
傷害	省略	〈傷害見舞金〉 省略
死亡	省略	〈死亡見舞金〉 省略

処方・調剤・ 保険請求の Q & A

Q 受け付けた処方せんについて疑義照会を行ったところ、処方内容が一部変更となりましたが、その処方せんを交付した保険医療機関から「新しい処方せんを発行するので、処方内容を変更する前の処方せんと差し替えてほしい」との依頼がありました。疑義照会により内容が変更となった処方せんと新しく交付された処方せんを差し替えることは、何か問題があるのでしょうか。
(匿名希望)

A 法律上、差し替えを禁止している条文などはないようですが、薬剤師法や調剤報酬点数の算定要件などと照らしあわせてみた場合に、いくつかの問題があるように思われます。

薬剤師法第26条および同法施行規則第15条では、処方せんへの記入に関する事項が規定されており、疑義照会を行った場合にはその回答内容を、処方せんの記載内容を変更して調剤した場合にはその変更内容を、薬剤師が記入しなければなりません。したがって、保険医療機関には、変更後の内容を記載した処方せんを新たに交付してもらうことは不要です。

しかし、保険医療機関によっては、「変更後の内容で

新たに処方せんを発行するので、変更前のものと差し替えてほしい」「変更前の処方せんを送り返してほしい」と依頼されるケースが若干あると聞きます。また、薬剤師法を確認する限りでは、変更前後の処方せんの差し替えを禁止する規定も特に見あたりません。

とはいえ、処方せんを差し替えて、最初に交付された変更前の処方せんを廃棄(もしくは、保険医療機関に返却)してしまうと、法律で規定されている疑義照会に関する記録がなくなってしまうだけでなく、調剤報酬で評価されている点数(薬剤服用歴管理指導料の重複投薬・相互作用防止加算など)の算定根拠も残らなくなってしまうなど、いくつかの問題があります。

したがって、保険医療機関から処方せんの差し替えについて依頼された場合には、薬剤師法の規定に基づいて、薬剤師が処方せんに記録を残すことになっている旨を説明し、先方の理解を得ることなどが必要でしょう。もし、処方せんを差し替えなければならないことになったとしても、変更前後の処方せんを一緒に保存するようにしたり、また、変更前の処方せんを保険医療機関に返却するよう求められているのであれば、その処方せんの写しを取っておくことなども1つの方法かもしれません。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか? 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求もれがあった場合の対応は? という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠を粉碎

してよいか? という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270